

佐賀県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金
薬局向け Q&A

令和2年12月22日 初版公開

<交付申請関連>

	質 疑	回 答
1	支援金の上限70万円の交付を受けるには、実際に70万円を経費として支出した後でなければ交付申請できないのですか？	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの支出予定額を概算額として申請できますので、 <u>支出前でも交付申請することができます</u> 。 上限70万円の交付を受けた後、実際の支出額が見込みよりも少なく残額が生じた場合は、後日返還いただくことになります。
2	申請書の支出予定額が補助上限額の70万円を超えてもよいのでしょうか？	申請書の支出予定額が補助上限額の70万円を超えても構いません。ただし、交付される支援金の上限は70万円ですのでご注意ください。
3	感染リスクを避けるため遠隔服薬指導を行うためのノートパソコンの購入費は対象となりますか？	新型コロナウイルス感染拡大防止対策や、薬局での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医薬品提供体制を確保するために必要なものであれば、対象となります。
4	新型コロナウイルス感染拡大防止対策や、薬局での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医薬品提供体制を確保するために必要ということであれば、どんな物品でも対象になりますか？	新型コロナウイルス感染拡大防止対策や、薬局での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医薬品提供体制を確保するためになぜ必要なのかを説明できる必要があります。 支援金の目的に合致しないものは対象外なのでご注意ください。
5	当薬局は介護分の支援金の対象にもなっていますが、医療分と介護分の両方で交付申請してもよいのですか？	医療分・介護分両方の申請ができる場合は、同じ品目について重複請求はできませんが、重複しないよう区分けした上でそれぞれの申請をしていただくことは可能です。
6	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため工事を行う場合、工事費は対象になりますか？	大がかりな工事は対象外です。 ただし、軽微な工事であれば「修繕費」として対象経費となります。
7	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため消毒薬を購入したが領収証を紛失しました。この場合も支援金の対象になりますか？	対象経費を確認できる証拠書類がなければ対象になりません。対象とするには再発行してもらう等により証拠書類を入手していただく必要があります。

<実績報告関連>

	質 疑	回 答
1	<p>交付申請時の対象経費と実績報告時の対象経費は、金額の増減はもちろんのこと、対象経費項目そのものが全く変わっていてもよいでしょうか。(例：交付申請時は全て需用費であったが、実績報告時は全て委託料)</p>	<p>支障ありません。</p>
2	<p>実績報告の方法を教えてください。</p>	<p>事業実績報告マニュアルを作成しましたので、まずはマニュアルをご確認ください。 報告方法について不明な点がございましたら、佐賀県慰労金・支援金コールセンター（0952-41-2300）にお問い合わせください。 ※令和3年4月以降の問合せ先は薬務課（0952-25-7082）となる予定です。</p>
3	<p>実績報告の際に領収証の添付は必要なのでしょうか？</p>	<p>領収証の添付は必要ありません。 ただし、支出内容を証明する領収書等の証拠書類は、事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておく必要があります。 例えば、事業完了日が令和3年2月1日とすると、令和8年3月31日まで保存しておく必要があります。</p>
4	<p>事業実績報告書はメールで提出してもよいでしょうか？</p>	<p>事業実績報告書は紙で作成いただき、郵送による提出をお願いします。</p>
5	<p>事業実績報告書の提出先を教えてください。</p>	<p>以下のとおり提出時期によって異なるのでご注意ください。 ①令和3年3月31日までの提出先 〒840-0816 佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル4階 佐賀県慰労金・支援金コールセンター ②令和3年4月1日から4月10日までの提出先 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県 健康福祉部 薬務課 ※ ※窓口業務の外部委託により今後変更となる可能性があります。</p>